

《こうべオレンジカフェ登録手続きについて》

こうべオレンジカフェの登録について別紙の「こうべオレンジカフェ登録事業実施要綱」をご確認うえ、郵送にてお申込みください。

(1) こうべオレンジカフェへの登録要件

- ①認知症の人やもの忘れに不安を感じる人、及びその家族が気軽に立ち寄り、安心して過ごせるとともに、相談や情報収集ができる居場所づくりを開催目的とすること。
- ②運営主体は、地域住民団体やボランティア団体、NPO 法人、介護事業所、福祉施設、医療機関等の団体が実施するものとする。
開催時には、医療・介護の専門職又は認知症サポーター養成講座受講者など、認知症について知識を有し、認知症の人に対応した経験を有する者が必ず1名以上スタッフとして常駐すること。
- ③前項の運営主体は、市内で活動している団体であること。ただし、神戸市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成23年神戸市条例第29条）に規定する暴力団又は暴力団員の統制下にある団体でないこと。
- ④継続的に開催し、開催日時や場所等の開催情報について、参加者からの問合せに誠実に対応すること。また、変更等がある場合は、第8条第1項及び第2項に基づき速やかに市長へ報告し、常に正確な開催情報を市長へ提供すること。
- ⑤事故防止と安全な運営に努め、運営中の事故及び苦情に関する責任は運営主体が負うこと。

(2) 申込み方法

福祉部福祉事業課へ下記の書類を郵送にて提出してください

提出書類：こうべオレンジカフェ登録申請書（様式第1号）

※申請受付後、おおよそ2週間程度で「こうべオレンジカフェ登録決定通知書」を郵送にて交付いたします。ホームページには申請よりおおよそ1ヶ月で掲載します

(3) こうべオレンジカフェの実施結果報告について

今後の活動を広げていくために、毎年9月末及び3月末にこうべオレンジカフェの実施結果について「こうべオレンジカフェ 実施報告書」（様式第5号）を提出していただきます

(4) その他

こうべオレンジカフェ登録事業実施要綱・各種様式等については神戸市社会福祉協議会のホームページからダウンロードできます。

HP アドレス <http://www.with-kobe.or.jp>（こうべオレンジカフェのページ）

【提出及びお問い合わせ先】 ※本事業は神戸市の委託を受け実施しています

〒651-0086

神戸市中央区磯上通3丁目1-32 こうべ市民福祉交流センター4階

社会福祉法人 神戸市社会福祉協議会 福祉部福祉事業課 （担当：須見・矢野）

電話：078-200-4013 FAX：078-271-5366